



栃木県公報

平成25年
7月23日(火)
号外
第64号

目次

公 告

○公の施設に係る指定管理者の募集	1
○同	2

公 告

○公の施設に係る指定管理者の募集

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第3条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

平成25年7月23日

栃木県知事 福田 富一

I

- 当該公募に係る公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
 - 名称
とちぎ花センター
 - 所在地
栃木県下都賀郡岩舟町大字下津原1612番地
 - 設置の目的
花の生産振興と花とのふれあいによる心豊かな人づくりに資する。
 - 規模等
敷地面積30,428.99㎡
建物16棟、総延床面積6,392.54㎡
展示植物等1,370種類
- 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
 - 管理の基準
開館日及び開館時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。
 - 業務の範囲
 - とちぎ花センターの施設の維持管理に関すること。
 - 多目的ホールの利用の許可に関すること。
 - とちぎ花センターの運営に関すること。
 - その他附帯する業務を行うこと。
- 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項
指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。
- 指定管理者として指定する期間に関する事項
平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。（予定）
- 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項
提出された申請書を基にとちぎ花センター指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。
- 指定申請の受付期間等
平成25年8月23日（金）から同年9月26日（木）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（持参、郵送ともに同月26日午後5時15分担当部局宛て必着とする。）
- 担当部局
〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館12階

栃木県農政部生産振興課果樹花き担当

電話 028-623-2329 FAX 028-623-2335 E-mail seisan-sinko@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。
(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g05/index.html>)

II

1 当該公募に係る公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

(1) 名称

栃木県なかがわ水遊園

(2) 所在地

栃木県大田原市佐良土2686番地

(3) 設置の目的

那珂川の豊かな水と緑に親しみ、水生生物とふれあう場を提供することにより、その沿川地域の自然と文化についての県民の理解を深めるとともに、都市と農村との交流の促進を図る。

(4) 規模等

敷地面積249,812.07㎡

建物20棟、総延床面積7,617.94㎡

展示生物310種類18,816点

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

(1) 管理の基準

開園日及び利用時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

① 栃木県なかがわ水遊園の施設の維持管理に関すること。

② 栃木県なかがわ水遊園の運営に関すること。

③ その他附帯する業務を行うこと。

3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

平成26年4月1日から平成36年3月31日までの10年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県なかがわ水遊園指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

平成25年8月23日(金)から同年9月26日(木)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(持参、郵送ともに同月26日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館12階

栃木県農政部生産振興課水産担当

電話 028-623-2351 FAX 028-623-2335 E-mail seisan-sinko@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。
(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g05/index.html>)

(生産振興課)

○公の施設に係る指定管理者の募集

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年栃木県条例第4号)第3条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

平成25年7月23日

栃木県知事 福田 富一

1 当該公募に係る公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

(1) 名称

栃木県土上平放牧場

(2) 所在地

栃木県塩谷郡塩谷町大字上寺島1637

(3) 設置の目的

牛の預託を受け、その放牧を行うことにより、酪農及び肉用牛生産の健全な発展を図り、もって畜産の振興に資する。

(4) 規模等

牧場面積175.1ha

草地面積119.0ha

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

(1) 管理の基準

利用期間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

- ① 栃木県土上平放牧場の施設の維持管理に関すること。
- ② 栃木県土上平放牧場の利用の許可に関すること。
- ③ 栃木県土上平放牧場の運営に関すること。
- ④ その他附帯する業務を行うこと。

3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県牧場指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

平成25年8月27日(火)から同年9月26日(木)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(持参、郵送ともに同月26日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館13階

栃木県農政部畜産振興課環境飼料担当

電話 028-623-2350 FAX 028-623-2353 E-mail chikusan@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。

(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g06/index.html>)

(畜産振興課)